

諮問第154号の答申

科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第154号による科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査（令和4年以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和3年5月17日付け総統経第46号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」及び令和3年5月11日付け20210427統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「科学技術研究調査」（基幹統計調査）及び「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査。以下「企業活動基本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、後記（2）で指摘する事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 科学技術研究調査及び企業活動基本調査の同時・統一の実施

本申請では、令和4年以降に実施する科学技術研究調査及び企業活動基本調査について、経済構造実態調査（基幹統計調査）と同一名簿・同一期日で統一的に実施するため、表1のとおり、調査計画を見直すとともに、表2のとおり、3調査間で共通する調査事項を対象として、データ移送を行う計画である。

表1 科学技術研究調査及び企業活動基本調査の変更内容

項目	現行計画		変更案		(参考) 経済構造実態調査
	科学技術 研究調査	企業活動 基本調査	科学技術 研究調査	企業活動 基本調査	
母集団情報	事業所母集団 データベース 等 ^(注1)	過去の企業活 動基本調査の 結果	事業所母集団 データベース 等 ^(注1)	事業所母集団 データベース	事業所母集団 データベース
基準となる 期日	毎年3月31日現在		毎年6月1日現在		毎年6月1日現在
調査期間	5月中旬～ 7月中旬	5月～7月	5月中旬～ 7月中旬	5月中旬～ 6月下旬	5月中旬～ 6月下旬
調査方法	郵送・政府統計共同利用シス テム（オンライン調査システ		郵送・政府統計共同利用シス テム（オンライン調査システ		郵送・政府統計共同利用シス テム（オンライン調査システ

項目	現行計画		変更案		(参考) 経済構造実態調査
	科学技術 研究調査	企業活動 基本調査	科学技術 研究調査	企業活動 基本調査	
	ム)		ム)・ 政府統計オンラインサ ポートシステム (注2)		ム)・政府統計オンラインサ ポートシステム (注2)

(注1) 科学技術研究調査については、母集団情報の整備に当たり、従来、事業所母集団データベースに加えて、過去の調査結果も活用していたが、今回の調査対象範囲の変更(後記イ(ア)参照)に伴い、変更後は、これらに加えて、内閣府及び文部科学省から情報提供される、企業等との共同研究開発等を実施することを目的として大学及び研究開発法人が出資した会社の情報も活用することとしている。

(注2) 政府統計オンラインサポートシステムは、独立行政法人統計センターにおける企業調査支援事業のことを指す。

表2 データ移送の対象となる調査事項 (注1)

移送先 \ 移送元	経済構造実態調査	科学技術研究調査
科学技術研究調査	資本金等の額、売上(収入)金額、主な事業の内容	—
企業活動基本調査	資本金額	内部で使用した研究費、外部から受け入れた研究費、外部へ支出した研究費 (注2)

(注1) 今回の変更により、新たにデータ移送の対象となる調査事項について網掛けをした。

(注2) これらの調査事項については、従来、資本金10億円以上の企業に限ってデータ移送の対象としていたが、今回の変更により、企業規模にかかわらず、重複する全ての企業についてデータ移送の対象とすることとしている。

これらについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)で示された方向性を踏まえたものであり、両調査の重複是正及び報告者負担の軽減の観点から、適当である。

イ 科学技術研究調査の変更

科学技術研究調査については、前記アの変更に加えて、以下のとおり、「調査対象の範囲」、「報告を求める個人又は法人その他の団体」、「報告を求める事項」(以下「調査事項」という。)等を変更する計画である。

(ア) 調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更

科学技術研究調査は、表3のとおり、調査票甲(企業A)、調査票甲(企業B)、調査票乙(非営利団体・公的機関)及び調査票丙(大学等)の4種類の区分で調査を実施している。

表3 科学技術研究調査の調査体系（現行計画）

区分	調査対象の範囲(属性)	報告者数	報告者の選定方法	主な調査事項(注)
調査票甲	企業A (資本金又は出資金が1億円以上)	約8,000	無作為抽出 (全数階層あり)	<ul style="list-style-type: none"> 名称、所在地、法人番号、資本金、総売上高、支出総額、従業員総数 研究関係従業員数、研究者の専門別内訳 社内（内部）で使用した研究費、性格別研究費、特定目的別研究費 社外（外部）から受け入れた研究費、社外（外部）へ支出した研究費 国際技術交流の有無、技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
調査票甲	企業B (資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満)	約5,000	無作為抽出	
調査票乙	非営利団体・公的機関 (科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている独立行政法人、国の機関、地方公共団体の施設等)	約1,000	全数	
調査票丙	大学等 (大学の学部(大学院の研究科を含む。)、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構)	約4,000	全数	

(注) 当該欄に掲げられた調査事項は、必ずしも全ての調査票において共通して把握されているものではない。例えば、「国際技術交流の有無、技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額」については、調査票甲（企業A・B）のみで把握されている。

本申請では、上記のうち、調査票甲（企業A）において、以下のとおり、企業等の共同研究開発等を実施することを目的として大学及び研究開発法人が出資した会社について、調査対象として追加する計画である。

調査票甲（企業A）の調査対象に追加する会社

次に掲げる法人が出資する、当該法人における研究開発の成果又は技術に関する研究の成果の活用を促進する民間事業者等との**共同研究開発等を行う会社**

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に規定する研究開発法人
- 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する公立大学法人
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人
- 学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する学校設置会社

これについては、大学及び研究開発法人が出資した会社への研究資金の流れを正確に把握する必要があるとの行政ニーズに対応するものであることから、適当である。

(イ) 調査事項及び集計事項の変更

本申請では、表4のとおり、国際基準（フラスカチ・マニュアル）^(注)や科学技術に

関する施策の動向等を踏まえ、調査事項を変更するとともに、当該変更併せて、集計事項についても変更を行う計画である。

(注) OECD (経済協力開発機構) が作成した、各国における研究開発に関するデータの収集・報告のための国際的マニュアルを指す。

表 4 調査事項の変更内容 (詳細については、別添 1 を参照)

整理番号	調査事項	変更内容	変更理由
①	研究関係従業者数	「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」の区分を追加	フラスカチ・マニュアルにおいて、機関内で実施される研究開発活動に従事する者と、機関内の研究開発支出額との対応が付くよう、自機関に雇用されている者 (内部従業者) と、他機関に雇用されている者 (外部従業者) に分けて把握することが勧告されていることを踏まえ、対応するもの。
②	研究者の専門別内訳	「数学・物理」を「数学」と「物理」に分割	AI 技術等の普及や量子技術の振興に伴い、それらの技術の基礎となる数学・物理科学分野の各セクターにおける研究開発の重要性が高まっており、より詳細に把握する必要があるため。
③	社内 (内部) で使用した研究費	現行では「人件費」に含めている「派遣労働者に関する費用」を「その他の経費」の内数として把握	①と同じ。
④		有形固定資産の購入費のうち、「土地・建物など」を「土地」と「建物など」に分割	フラスカチ・マニュアルで示されている区分との統一を図り、国際比較可能性を向上させるため。
⑤	特定目的別研究費	AI 分野、バイオテクノロジー分野及び量子技術分野の 3 分野を新たに把握	左記 3 分野については、政府内で戦略的に取り組むべき基盤技術として位置付けられており、データの把握が求められているため。
⑥		既存の 8 分野及び上記 3 分野について、「他分野との重複」欄を追加	重複の有無を把握することで、重複のないミニマムな結果と従来どおり重複を含むマキシマムな結果の両方を作成し、多面的な分析を可能とするため。
⑦	社外 (外部) から受け入れた研究費	海外区分に「政府機関」及び「民間非営利団体」を追加	④と同じ。

整理番号	調査事項	変更内容	変更理由
⑧		会社から受け入れた研究費の収入名目を追加	政策的に民間の会社からの受入研究費に関する詳細なデータの把握が求められているため。
⑨		科学研究費等公的資金に関する取扱いの変更	フラスカチ・マニュアルにおいて、複数の機関を通過するような研究資金に関し、可能な限り、元の資金源を示すべきとされていることを踏まえ、「調査票記入上の注意」（記入の手引き）を変更するもの。
⑩	社外（外部）へ支出した研究費	海外区分に「政府機関」及び「民間非営利団体」を追加	④と同じ。
⑪		科学研究費等公的資金に関する取扱いの変更	⑨に伴う変更。

（注1）上記変更については、全ての調査票において実施。ただし、以下の整理番号については、この限りではない。

②：調査票甲（企業A・B）及び調査票乙のみ実施（なお、調査票丙は既に対応済み）

⑤及び⑥：調査票甲（企業A）、調査票乙及び調査票丙のみ実施

⑧：調査票乙及び調査票丙のみ実施

（注2）整理番号⑨及び⑩については、調査事項の変更ではないものの、記入の手引きにおいて記入の仕方等を明確化することにより、調査内容を実質的に変更するものである。その内容については、別添1参照。

これらについては、科学技術に関する施策の動向等を踏まえた変更であり、国際比較可能性の向上にも資するものであることから、適当である。

ただし、今回、複数の調査事項が追加されることにより、報告者負担が増加することが懸念されるため、今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討する必要があることについて、「2 今後の課題」として指摘する。

（ウ）統計委員会諮問第92号の答申（平成28年9月29日付け統計委第7号）における「今後の課題」への対応状況について

科学技術研究調査については、統計委員会の諮問第92号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

（1）「開発研究」の定義変更に伴う対応

性格別研究費における「開発研究」の定義変更に関し、調査実施に当たっては、定義変更の趣旨を報告者に対して十分に周知するとともに、審査の際は、変更に伴って生じ得る報告者の回答状況や集計結果への影響について検証すること。

（2）フラスカチ・マニュアル等への対応

フラスカチ・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とさ

れている事項の把握について、引き続き検討すること。

なお、検討に当たっては、前項2のただし書き^(注)に留意する必要がある。

(注) 「前項2のただし書き」とは、以下のとおりである。

- ① フラスカチ・マニュアルの全体像と、本調査における調査事項との対応関係を俯瞰する資料を整理し、検討の参考資料とすること。
- ② 民間利用者の要望も広く聴いた上で、調査計画を策定すること。
- ③ 調査票丙のうち大学については、今後、大学本部で調査できるものと学部単位で調査した方がよいものに分ける可能性を検討すること。

(3) 消費税の取扱いの検討

本調査では、消費税込みでの回答が求められているが、報告者の負担軽減の観点から、税込みで回答するか、税抜きで回答するかについて報告者が選択できる方法（経済センサス - 活動調査（総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査）等で導入されている。）を採用することの可否を検討すること。

- ・ 検討課題（1）について、総務省は、調査回答企業に対するアンケート結果や集計結果を検証したところ、報告者の回答や集計結果への影響は特段なかったとしている。
- ・ 検討課題（2）については、今回の変更計画において、前記（イ）に記載のとおり、これまで未対応であった事項について、おおむね対応されている。なお、これまでのフラスカチ・マニュアルに係る対応状況については、表5のとおりである。

表5 フラスカチ・マニュアルへの対応状況

検討事項		現在の対応状況	
統計委員会における指摘	諮問第42号の答申【フラスカチ・マニュアルへの対応】	清掃、警備等の間接サービスを提供する者に係る研究費及び研究者数 従業員規模別集計の集計区分	対応済み 対応済み
	諮問第42号の答申【今後の課題】	資金源及び支出先の識別	対応済み（諮問第60号）
	諮問第42号の答申【今後の課題】	国外における資金源あるいは目的地の地理的区分	対応済み（諮問第60号）
	諮問第42号の答申、諮問第60号の答申【今後の課題】	公的・一般大学資金の他の資金源からの分離	⇒第63回、65回サービス統計・企業統計部会にて、対応困難と整理
	諮問第42号の答申【今後の課題】	主に研究に従事する者の専従換算	対応済み（諮問第60号）
フラスカチ・マニュアルの改定（2015年）を踏まえた科学技術研究統計研究会における指摘（H27.7～）		「試験的開発(experimental development)の定義に「付加的な知識を創出する(producing additional knowledge)」という要件を挿入	対応済み（諮問第92号）
		“abroad(外国)”を“rest of the world(世界他地域)”に変更	対応済み（諮問第92号）
		企業の研究開発費の資金源を「自社」、「同じグループの他の会社」及び「その他の非連結会社」に分けて把握	対応済み（諮問第92号）
		研究開発支出額と研究開発従事者数の整合性を図ったことに伴う、人材派遣会社から派遣された研究者の扱い	引き続き検討【諮問第92号の答申】 ⇒今回対応
		大学院修士課程在籍者を研究者の範囲に含める	⇒第63回及び65回サービス統計・企業統計部会にて、対応困難と整理

- ・ 検討課題（3）について、総務省は、消費税の取扱いを報告者が選択できる方法

の導入について検討を行ったが、現状、報告者のほとんどは税込みで回答しており、選択式を導入した場合、税抜き回答が増加することにより、利活用に大きな影響を及ぼす懸念があることから、現行の消費税込みでの回答方式を維持することとしている。これらについては、課題に適切に対応していると判断できることから、適当である。

ウ 企業活動基本調査の変更

(ア) 調査事項の変更

企業活動基本調査については、前記アの変更に加えて、表6のとおり、調査事項を変更する計画である。

表6 調査事項の変更内容（詳細については、別添2を参照）

整理番号	調査事項	変更内容	変更理由
①	組織再編行為の状況	組織再編行為の選択肢を詳細化	現在の会社法の区分に合わせて区分を変更するもの。
②	親会社、子会社・関連会社の状況	子会社・関連会社の有無について、「有無」の選択から、「所有と増減の有無」に選択肢を詳細化	所有の状況を詳細に把握するため。
③	取引状況	国際取引の有無、有の場合その内容を選択する項目を追加	記入対象に該当するか否かを明確にするため。
④	事業の外部委託の状況	「うち、関係会社」の項目について削除	報告者負担の軽減を図るため。
⑤	技術の所有及び取引状況	特許権等の所有の有無、及び技術取引の有無について選択する項目を追加するもの	記入対象に該当するか否かを明確にするため。

上記変更に加えて、これまで企業活動基本調査では、売上高等の金額を把握する調査事項については、原則として「直近年度の決算値」及び「消費税込み」での記入を求めていたが、本申請では、消費税の会計上の取扱いにかかわらず、「最近決算値」での記入に変更することを計画している^(注)。

(注) 当該変更により、令和2年調査の速報公表から参考値として公表してきた税込補正值の公表を取りやめ、令和4年以降は、法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）と同様、決算値を集計・公表する予定。

これらについては、実態の正確な把握や報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当である。

ただし、表6①「組織再編行為の状況」のうち、「事業譲渡」については、前回調査と同様、「一部事業譲渡」のみを把握する計画となっていたところ、実態をより正確に把握する観点から、表7のとおり、選択肢の表記中から「一部」の文言を削除し、「全部事業譲渡」を含めて網羅的に把握するよう表記を修正するとともに、当初削除

を予定していた「事業譲受」についても、「事業譲渡」と同様、前回調査の選択肢の表記中から「一部」の文言を削除した上で、引き続き把握することを指摘する。

表7 「組織再編行為の状況」に係る選択肢の統計委員会修正案

今回申請された内容	統計委員会修正案
<p>②最近決算期間に組織再編行為があった場合、その内容として該当する番号をすべて選んで○を付けてください。</p> <p>1. 合併 2. 会社分割 3. 株式交換・株式移転 4. 株式交付</p> <p>5. 事業・資産の一部を他社に売却（事業譲渡）</p> <p>6. 子会社株式を株主に分配（現物配当）</p> <p>7. その他（上記以外の他社の子会社化等）</p>	<p>②最近決算期間に組織再編行為があった場合、その内容として該当する番号をすべて選んで○を付けてください。</p> <p>1. 合併 2. 会社分割 3. 株式交換・株式移転 4. 株式交付</p> <p>5. 事業・資産を他社に売却（事業譲渡）</p> <p>6. 他社の事業・資産を購入（事業譲受）</p> <p>7. 子会社株式を株主に分配（現物配当）</p> <p>8. その他（上記以外の他社の子会社化等）</p>

(イ) 統計委員会諮問第103号の答申（平成29年5月30日付け統計委第8号）における「今後の課題」への対応状況について

企業活動基本調査については、統計委員会の諮問第103号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

「固定資産の増減」に関する項目のうち、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに関連し、次に掲げる事項を、課題とする。

① 「有形固定資産の当期除却額」を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに伴う回答状況の変化について検証すること。

② 有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の定義・範囲が、他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係も含めて、本調査における把握方法について再整理すること。

「有形固定資産の当期除却額」の項目名称の「有形固定資産の当期減少額」への変更に伴う回答状況の変化について、経済産業省は、平成30年調査において検証した結果、調査対象企業から名称変更に係る問合せはなく、個票ベースで平成29年調査と比較しても、回答状況に大きな変化はなかったとしている。

また、有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の把握方法について、経済産業省は、平成31年調査及び令和2年調査においても、調査対象企業や利用者から名称変更や他の統計調査との定義の違いに係る問合せはなく、現時点において記入の支障は確認できないことから、調査の継続性の観点から、引き続き現行どおりの定義・範囲により把握を継続することとしている。

ただし、固定資産の減少額について、企業活動基本調査では総額を把握している一方、法人企業統計調査（四半期別調査）では、「土地」、「その他の有形固定資産」等の項目ごとに「減価償却費」と「売却減失振替等」に区分して詳細に把握しているところ、両調査とも調査事項の名称に「減少額」を用いていることから、経済産業省は、双方の調査に回答している報告者において記入範囲に紛れが生じないように、調査票に具体的な注釈を付し、正確な記入を確保することとしている。

これらについては、課題に適切に対応していると判断できることから、適当である。

2 今後の課題

- ・ 科学技術研究調査における調査事項の検討

今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。

以上